

静岡市サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）第5条の規定によるサービス付き高齢者向け住宅事業の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(事前協議)

第2条 法第6条第1項の規定による申請をしようとする者は、あらかじめ市長と協議するものとする。

2 前項の規定により協議をしようとする者は、サービス付き高齢者向け住宅事業事前協議書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令・国土交通省令第2号。以下「省令」という。）別記様式第1号別紙

(2) 省令第7条各号に掲げる書類

3 市長は、第1項の規定による協議の内容が法第7条第1項に掲げる基準に適合していると認める場合は、サービス付き高齢者向け住宅事業事前協議完了通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(登録の通知)

第3条 法第7条第3項の規定による通知は、サービス付き高齢者向け住宅事業登録通知書（様式第3号）により行うものとする。

(登録の拒否)

第4条 法第8条第2項の規定による通知は、サービス付き高齢者向け住宅事業登録拒否通知書（様式第4号）により行うものとする。

(廃止等の届出)

第5条 法第12条第1項又は第2項の規定による届出は、サービス付き高齢者向け住宅事業廃止等届出書（様式第5号）により行うものとする。

(登録抹消の申請)

第6条 法第13条第1項第1号の規定による申請は、サービス付き高齢者向け住宅事業登録抹消申請書（様式第6号）により行うものとする。

(登録の取消し)

第7条 法第26条第3項の規定による通知は、サービス付き高齢者向け住宅事業登録取消通知書（様式第7号）により行うものとする。

(申請書等の提出部数)

第8条 法、省令又はこの要綱の規定により市長に提出する書面の提出部数は、正本1通及び副本2通とする。

附 則

この要綱は、平成23年10月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

サービス付き高齢者向け住宅事業事前協議書

年 月 日

（宛先）静岡市長

提出者 住所 $\left[\begin{array}{l} \text{法人又は団体にあつては、そ} \\ \text{の主たる事務所の所在地} \end{array} \right]$
氏名 $\left[\begin{array}{l} \text{法人又は団体にあつては、そ} \\ \text{の名称及び代表者の氏名} \end{array} \right]$

高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項の規定によるサービス付き高齢者向け住宅事業の登録の申請に当たり、あらかじめ協議したいので、静岡市サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る要綱第2条第2項の規定により別紙のとおり協議書を提出します。

様式第2号（第2条関係）

サービス付き高齢者向け住宅事業事前協議完了通知書

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

年 月 日付けで提出のあったサービス付き高齢者向け住宅事業事前協議書に係る事前協議が完了したので、静岡市サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る要綱第2条第3項の規定により通知します。

- 1 住宅の名称
- 2 所在地

様式第3号（第3条関係）

サービス付き高齢者向け住宅事業登録通知書

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあったサービス付き高齢者向け住宅事業について、高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項の登録をしたので、同法第7条第3項の規定により次のとおり通知します。

- 1 登録年月日 年 月 日
- 2 登録期間 年 月 日～ 年 月 日
- 3 登録番号
- 4 登録の住宅名称
- 5 登録の所在地
- 6 登録内容 年 月 日付けサービス付き高齢者向け住宅事業登録申請書に記載のとおり

様式第4号（第4条関係）

サービス付き高齢者向け住宅事業登録拒否通知書

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあったサービス付き高齢者向け住宅事業について、高齢者の居住の安定確保に関する法律第8条第1項の規定により登録を拒否したので、同条第2項の規定により次のとおり通知します。

- 1 申請者の住所又は主たる事務所の所在地、及び商号、名称（氏名）
- 2 住宅の名称
- 3 住宅の所在地
- 4 拒否の理由

（教示）行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づき教示を記載すること。

様式第5号（第5条関係）

サービス付き高齢者向け住宅事業廃止等届出書

年 月 日

（宛先）静岡市長

届出者 住所

住所	〔	法人又は団体にあつては、そ	〕
		の主たる事務所の所在地	

氏名

氏名	〔	法人又は団体にあつては、そ	〕
		の名称及び代表者の氏名	

年 月 日付け 第 号で登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅事業の廃止等について、高齢者の居住の安定確保に関する法律第12条第1項（第2項）の規定により次のとおり届け出ます。

- 1 住宅の名称
- 2 住宅の所在地
- 3 内容及び理由（事業の廃止、法人の解散等）
- 4 事業の廃止等の年月日 年 月 日

様式第6号（第6条関係）

サービス付き高齢者向け住宅事業登録抹消申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

申請者 住所

住所	〔	法人又は団体にあつては、そ	〕
		の主たる事務所の所在地	

氏名

氏名	〔	法人又は団体にあつては、そ	〕
		の名称及び代表者の氏名	

年 月 日付け 第 号で登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅事業について、高齢者の居住の安定確保に関する法律第13条第1項第1号の規定により登録を抹消したので、次のとおり申請します。

- 1 住宅の名称
- 2 住宅の所在地
- 3 抹消の理由

様式第7号（第7条関係）

サービス付き高齢者向け住宅事業登録取消通知書

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

年 月 日付け 第 号で登録したサービス付き高齢者向け住宅事業について、
高齢者の居住の安定確保に関する法律第26条第1項（第2項）の規定により登録を取り消し
たので、同条第3項の規定により次のとおり通知します。

- 1 登録抹消年月日 年 月 日
- 2 登録番号
- 3 住宅の名称
- 4 住宅の所在地
- 5 取消しの理由

（教示）行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づき教示を記載すること。